



成年後見センター もりおか通信

第26号
2022年3月25日
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話 019(626)6112 / FAX 019(656)0612 発行人:理事長 石橋 乙秀



意思・生活を大切に「成年後見」

理事・事務局長 高橋 安夫

私たち、成年後見センターもりおかが成年後見事業を始めて14年目を迎えます。

成年後見センターもりおかが法人として自ら後見人となって、知的障がいのある方を受任して、ボランティアスタッフによって生活を支えることを大切にして成年後見に取り組んできました。

後見人となって、間もなくお亡くなりになった方があり、現在26名の後見人として生活の見守りをしながら身上保護を重視して取り組んできています。

振り返って、成年後見センターもりおかは、知的な障がいのある子たちのため、親亡き後をも見据え「支えていけるようなもの」という思いを込めて成年後見事業を行う組織として立ち上げたものです。

知的な障がいをはじめとして障がいのある子のことは多くの場合、親が行ってきているかと思えます。親の病気、死亡などによって子のことをみることが出来なくなった時、誰が子のことをみてくれるのだろうか、こうした親の不安は高齢化するにつれて募ってくるものと思えます。親にとって障がいのある子の将来に不安を抱くのは当然の感情かと思えます。障がいがなくとも親の思いは同じです。

親の抱く不安は、もとより障がいのある子が自らものごとを理解したり判断することが難しいことからくるいろいろな課題であると思えます。

いま私たちが後見人となっている方々の生活の様子を見ても、約半数の方には既に親や兄弟姉妹がいなく、親や兄弟姉妹があってもほとんどの方が、自分の家を離れてグループホームやアパートなどや、医療や生活介護が特に必要な方は病院や障害者施設内で生活されています。また、グループホームやアパートなどで生活していて日中の活動の場として就労が可能な方は、障がい者向けのA型事業所やB型事業所へ通い、また更に可能な方は一般の

企業で働いているという生活の実態にあります。

こうした点からみると、親や兄弟姉妹を離れて障がい者施設や病院等で生活していくいろいろな場面で、成年後見制度が生活を支える手段として十分生かされているかについて、私たちは常に確かめていかなければならないことだと思っています。

後見人として取り組む課題は一人ひとりが異なっています。一方、地域で生活していくうえでの「住まいのこと」「収入と金銭管理のこと」「健康・医療のこと」「生活を支える必要なサービス利用のこと」などはどなたにも共通する重要な課題です。これらは健康状態の変化や加齢に伴って変わっていきます。また、旅行やスポーツ観戦、ショッピングやお祭りへの参加など、余暇活動は生活を豊かにしていくとても大切なことだと言えます。

障がいのある方の成年後見は、長期にわたるという特徴があります。私たちが知的障がいのある方の後見人として関わってきて実感していることは、財産管理だけではなく一人ひとりの将来をも見据えて生活を支えていくという意識を持つことがとても大切なことだと考えています。

後見人は、「本人の意思を尊重する」役目を負っています。いま国は、「本人の自己決定の尊重」「生活支援の重視」を基本にした新しい基本計画策定に向け作業を進めています。その中にある考え方は、「自分の意思を伝えたり、主張することが難しくても、一人ひとりの意思が大切にされ、自分のことが自分で決めていけるよう支援に関わる人たちにも『意思決定の中心に本人をおく』」ということに重きをおくとしています。

とかく知的障がいのある方の本人の意思がないがしろにされる向きがあるとされる中、本人意思が生活の一つ一つに反映させていく実践が後見人に求められてきている、と受け止めたいと思っています。

成年後見相談の状況

盛岡広域センター相談員 菊池 潤

開所して2年目となった令和3年度は、4月から2月までの11か月で延べ 566件の相談を受けました。3月末までに600件を超え、昨年度（400件）の1.5倍になる見込みです。

相談形態は、電話相談・来所相談が中心ですが、今年度は訪問相談が増えています。当センターへの来所が難しい場合、ご自宅や入院先の病院等を訪問し、対応しています。

相談内容は、当初は、制度内容に関する相談が大半を占めていましたが、今年度は具体的な申立についての相談が増えてきています。相談に至る経緯として、次のような例があります。

- ①金融機関の窓口で成年後見制度の利用を勧められたので、制度について知りたい。
- ②一人暮らしの母が認知症となり、今後の生活が心配である。
- ③認知症の父名義の不動産売却にあたり、後見人をつける必要が生じた。
- ④精神科病院を退院するにあたり、制度の活用を考えたい。
- ⑤子どもに知的障がいがある。将来に備えて、制度について知っておきたい。

同時に様々な課題を抱えて、相談に見えられる方も少なくなく、関係機関の皆様との連携がより一層重要になってきていることを実感しています。

相談者で多いのは、家族や親族で、全体の7割近くを占めています。当センターでは、申立書類一式を備え付けており、申立書をご自分で作成する意向の相談者には、書類一式をお渡し、申立の流れや記入の仕方、添付資料の準備等について説明しています。多くの皆さんが準備する書類の量に驚かれますが、何度か来所され、書類を整えていっています。親族に次いで多いのは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業等、地域の身近な相談機関からの相談です。今年度は退院後の支援に向けた精神科病院からの相談も増えています。

相談対象者は、高齢者が多く、全体の7割近くを占めています。次いで、精神障がい者、知的障がい者となっており、この中には発達障がいの方も含まれています。また、今は元気に暮らしているが頼れる身寄りがなく、自分の将来を心配する高齢者本人が相談に来ることもあります。

当センターは、4月から3年目を迎えます。成年後見制度の利用を必要とする本人の発見から相談、そして申立へとスムーズにつながるよう、これまで以上に地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院等、地域の様々な機関と連携しながら対応していきたいと考えています。そして、常に「丁寧」に、「相手の立場にたって」を大切にしたいと考えています。

◆ 盛岡広域成年後見センターが、この4月から受けた相談の状況をお知らせします ◆

件 数		令和3年度 (4/1 ~ 2/28)	参 考 (令和2年度実績)
相談件数		566	400
相談形態	電 話	308	256
	来 所	206	128
	訪 問	47	7
	そ の 他	5	9
相談内容	財 産 管 理	2	11
	身 上 保 護	4	3
	申 立 手 続	203	127
	制 度 内 容	283	180
	そ の 他	74	79
相談者	本 人	36	36
	親 族	369	172
	関 係 機 関	126	134
	そ の 他	35	58
相談対象者	高 齢 者	352	271
	知的障がい者	55	45
	精神障がい者	128	42
	そ の 他	31	42



コロナワクチン予防接種を支援

支援員 八重樫 佳子

昨年6月から始まったコロナワクチン予防接種。当法人が後見人となっている26人の方々は令和3年6月から10月にかけて、主治医や利用施設の嘱託医のところで、第1回、第2回目の接種を終えました。

後見人として、本人への事前の説明、接種時の同席、接種後の健康把握を行い、接種した腕の腫れや微熱、不快感など軽微な症状はあったものの、重大な副反応があった方はいなくてほっとしています。

特に、アパートなどで一人暮らしをしている方々には、事前のワクチン接種について丁寧にしっかり説明の上接種の意思を確認しました。接種後の副反応が出た場合の対応が心配されましたので、訪問や電話で症

状の有無の確認をするとともに、就労先などの関係者と情報共有して支援にあたりました。

コロナ禍のなか、施設や病院では面会や行事、外出が制限されており日常生活が大きく変化しました。ワクチン接種のための通院が、久しぶりの外出だと喜ばれた方もあり、穏やかな日常の確保の大切さを再認識しました。

第3回目のワクチン接種が2月から始まっています。1、2回同様、主治医や嘱託医、施設の職員など関係者の皆さんの協力をいただきながら支援していきます。

交流会

支援員 土居 るり子

定例のスタッフ会議につづき、この度、新スタッフとしてお迎えした6名の方々と交流会を行いました。もちろん、新旧スタッフとの顔合わせというだけでなく、広域センターのスタッフも交えての自己紹介は、予想以上に、一人ひとりが後見センターに対する思い、仕事への抱負、そして、ご自身の人生の一端を語る時間となりました。また、新人の方々の話に、初心に返るような思いを抱いただけでなく、今まで、何年も一緒に仕事をしてきた方々の普段聞くことの無いお話にも、思いがけなく感動してしまったりして、本当に有意義な交流会となりました。

コロナウイルス感染防止のため、この2年間、このような交流会ができないままでした。新しいスタッフ、新しい職員との顔あわせを兼ねた交流会。歓迎の乾杯をしたかったのですが、時節柄、“豪華弁当”をもって解散となりました。

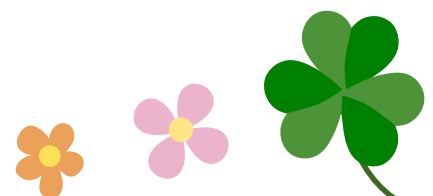


新支援スタッフとして

新支援員 谷地 貞男

昨年12月から新支援スタッフが6名加入しました。最初のスタッフ打ち合わせは12月7日でした。議題は、業務スケジュールや支援スタッフ割り当て、センターで受任している26名の被後見人の現状や課題、新たな相談者の情報です。支援スタッフは今まで1名の被後見人に2名でしたが新支援スタッフ1名が新たに割り当てられ3名で担当します。

私は、2年前から市民後見人として1名の被後見人を専門職と2名で受任し活動しています。後見業務は財産管理や身上保護が主な業務で、借金等様々な問題が噴出し対応に追われる日々でした。今後はセンターのスタッフの一員として認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある当事者の権利擁護支援等を学習して皆さんとともに活動していきます。



スタッフ研修を実施しました

高橋 靖 枝

障がい者が福祉サービスを利用する際には、福祉サービスの支給決定の根拠となる、「サービス等利用計画」が作成されます。それは、サービスを利用する本人の意思が反映され、本人の暮らしを支えるための土台となるものです。その制度や仕組みについて理解を深める研修会を実施しました。また、後見人を引き受けている本人の高齢化に伴い、障がい福祉サービス

と介護保険サービスの関連について理解を深めるため研修も実施しました。後見事務を担っているスタッフの立場で改めて、障害福祉制度と介護保険制度について深めた研修でした。

これから私たちスタッフは、自分の支援するご本人と向き合い「ご本人の意思を尊重した支援」を積み重ねていきたいと思いました。

令和3年8月10日

「相談支援専門員の業務内容と役割について」

講師 手をつなぐ相談支援センター「スキップ」

相談支援専門員 福間 恵 氏

参加者 13名

令和3年9月7日

「高齢化による障害福祉サービスから介護保険サービスの移行、併用について」

講師 もりおか障害者自立支援プラザ

所長 猿舘 寛 氏

参加者 15名

大切なお知らせ

賛助会員・寄付者を募集しております

成年後見センターもりおかは、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう普及や相談、申立支援などを行っています。

令和2年4月から、当センターは広域センター事業を受託しました。

制度が、利用してよかったと感じられ、ますます活かされていくよう活動していきます。みなさんのご支援をお願いします。

ご支援をいただける方は事務局までご連絡ください。

また、お近くの郵便局で、窓口に配置して

ある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。

賛助会員会費（年間）

1口 3,000円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人

成年後見センターもりおか

会費の振込みには、手数料が必要となりました。

●4月、5月の主なスケジュール●

令和4年4月1日 新年度がスタート
盛岡広域成年後見センター
運営業務委託契約締結
辞令交付式

22日 令和4年度第1回理事会
5月11日 決算監査(対象：令和3年度)
21日 第14回通常総会